

資格喪失後に保険証を使用した場合、医療費を返還していただきます

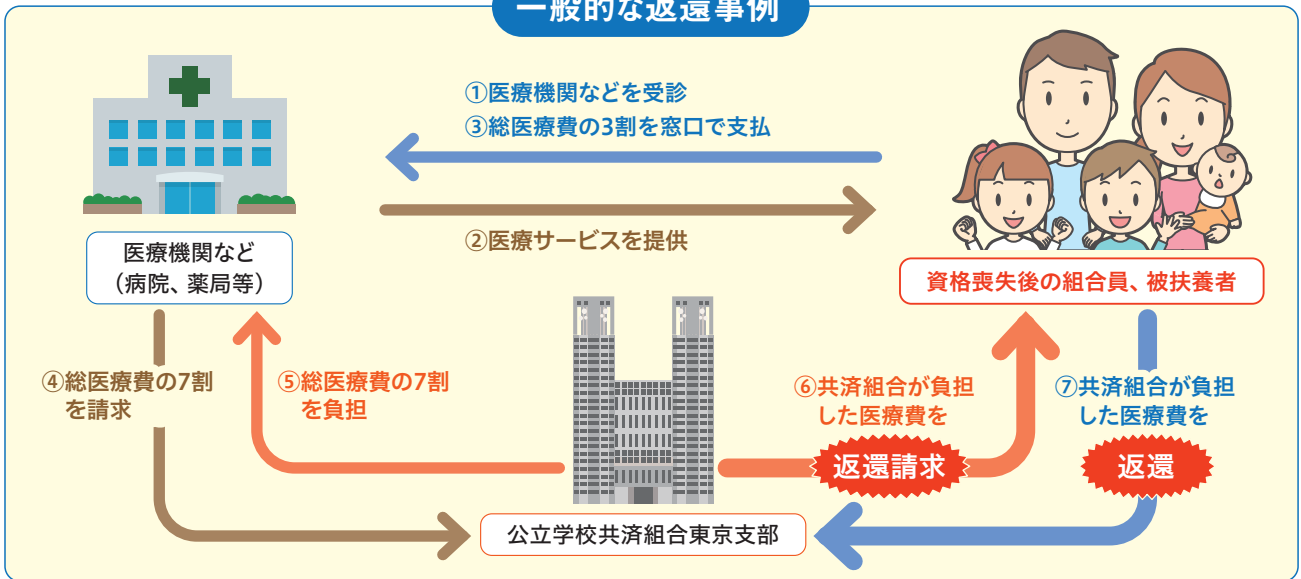
組合員又は被扶養者の資格喪失後、現在お持ちの組合員証・被扶養者証（以下「保険証」）は使用できません。

保険証を使用した場合は、公立学校共済組合東京支部が負担した医療費（※）の全額を一括返還していただきます。（図参照）

「新たな保険証がまだ手元にないから」と安易に使用してしまうケースもあります。**資格喪失後は保険証を速やかに返却し、絶対に使用しないでください。**資格喪失手続については、本誌P.11をご参照ください。

※総医療費の7割、高額療養費及び附加給付等の給付金

一般的な返還事例



医療費の返還請求に関する Q & A

Q1 医療機関などを受診したときには保険証を使用できたのに、なぜ返還が必要なの？

A1 医療機関などでは、資格喪失日を保険証から判断できません。そのため、保険証を提示して受診できたとしても、資格喪失日以降の医療費は返還していただきます。

Q2 新しい保険証が発行されるまでの間に医療機関等にかかりたいときは？

A2 医療機関の窓口で、「保険証の切り替え中のため手元にない」と伝えてください。一時的に全額自己負担となった場合でも、新たに加えた健康保険組合に請求できます。マイナンバーカードで受診する場合も、情報が反映されるまでに時間がかかることがありますので、医療機関の窓口で、「健康保険組合が変更になった」と伝えてください。

Q3 医療費の返還請求はいつ頃届くの？

A3 保険証の返却から約6か月後を目途に、組合員に通知します。

Q4 返還した後の医療費はどうなるの？

A4 新たに加えた健康保険組合に療養費の請求ができます。手続や期限などの詳細は、請求先の健康保険組合にお問い合わせください。

受診内容によっては、
100万円を超えるような
高額な返還事例も発生しているよ！
誤って使用しないよう気をつけよう！

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827